

インフルエンザ定期予防接種

～説明書～

インフルエンザの予防接種について、この説明書をよく読んで、必要性や副反応について理解しましょう。気にかかることやわからないことがあれば、予防接種を受ける前に担当の医師等に質問しましょう。

十分に納得できない場合には、接種を受けないでください。

- ※ 予診票は接種をする医師にとって、予防接種の可否を決める大切な情報です。接種を受ける方が責任をもって記入し、正しい情報を接種医に伝えてください。
- ※ 接種を受けることの義務はなく、本人が接種を希望する場合に限り接種を行います。接種を希望しない人に、予防接種をすることはありません。

1. インフルエンザとは

インフルエンザにかかった人のせきやくしゃみなどと共に放出されたウイルスを吸い込むことによって感染します。

典型的なインフルエンザの症状は、突然の高熱、頭痛、関節痛や筋肉痛などで、のどの痛み、せき、鼻水などもみられます。また、高齢者などは、気管支炎や肺炎などを合併し、重症化することもあり、最悪の場合は死に至ることもあります。

2. インフルエンザ予防接種

予防接種を受けてから効果が現れるまでに通常2週間程度かかり、その効果は約5か月間持続するとされています。そのためインフルエンザが流行する前の

12月中旬までに接種を済ませておくことが必要です。

一般的には、65歳以上の方は1シーズン1回の予防接種で効果があります。

※インフルエンザワクチンの接種により、感染を完全に防ぐことはできませんが、インフルエンザの発病や発病後の重症化を防ぐことが期待されています。

日本における研究では、高齢者の34～55%の発病を防ぎ、82%の死亡を防ぐ効果があったという報告があります。

3. インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種をした部位(局所)の発赤やはれ、痛みなどがみられることがあります。また、全身の反応として、発熱、頭痛、体のだるさなどがみられることもありますが、いずれも通常2～3日で消失します。

非常にまれですが、じんましんや呼吸困難などが現れることがあります。

4. 接種対象者

次に掲げるいずれかに該当する方は、予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種の対象となります。なお、予防接種法に基づく定期のインフルエンザ予防接種は、**10月～翌年2月の実施期間内に1回のみ**です。

- (1) 下関市に住民票のある65歳以上の方
- (2) 下関市に住民票のある60～64歳の方で、心臓、じん臓、又は呼吸器の機能に障害があり、日常生活が極度に制限される方、及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり日常生活がほとんど不可能な方
(身体障害者手帳1級程度)

5. 予防接種を受けることが適当でない方

- (1) 明らかに発熱がある方
- (2) 重い急性疾患にかかっている方
- (3) インフルエンザ予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーショック(激しいアレルギー反応)があったことが明らかな方
- (4) その他、医師から予防接種を行うことが不適当な状態にあると判断された方

6. 予防接種を受けるに際し、担当医師とよく相談しなくてはならない方

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状があった方
- (3) 過去にけいれんの既往のある方
- (4) 過去に免疫不全の診断がされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- (4) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈する恐れのある方
- (5) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する方

7. 予防接種を受けた後の注意

- (1) インフルエンザワクチンの副反応の多くは24時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。また、予防接種を受けた後30分間は、急な副反応が起こることがありますので、医師(医療機関)とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- (2) 接種当日はいつもの生活をして構いませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。

8. その他

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、予防接種を受けた医療機関を受診してください。